

令和7年度決算に基づき 健全化判断比率等を算定しました（速報値）

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき健全化判断比率等を算定しました。いずれの指標も早期健全化基準等を下回り、県財政は健全な段階にあります。

「実質公債費比率」は、防災・減災対策等の推進のために発行した地方債の元利償還額の増加や、金利上昇に伴う利払い費の増加により、前年度比 0.1 ポイントの増加となりました。

「将来負担比率」は、普通交付税の増等による標準財政規模の増加等により、前年度比 6.1 ポイント低下しました。

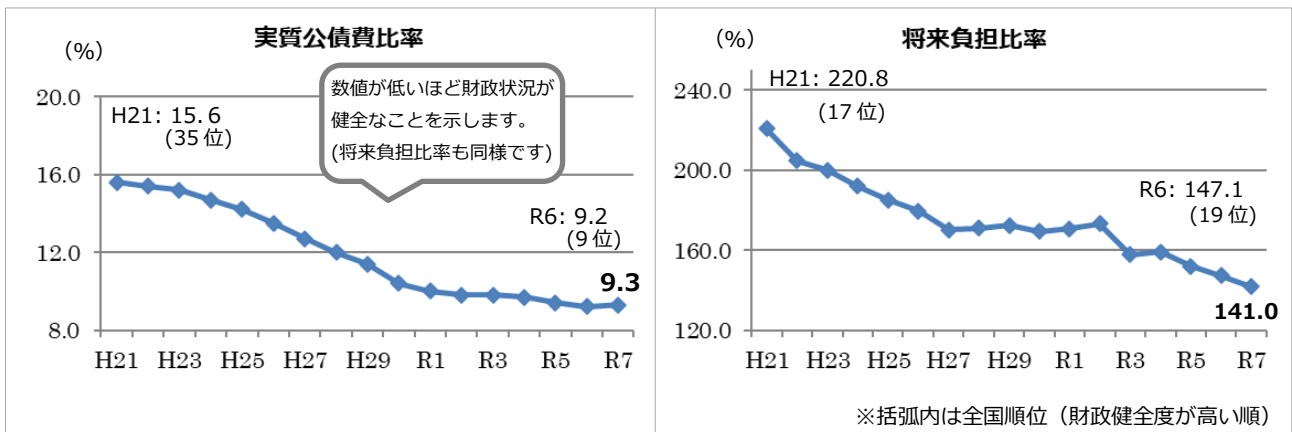
○ 算定結果（速報値）

（単位：％）

指 標	説 明	R 7	R 6	(参考) 早期健全化基準
①実質赤字比率	標準的な一般財源の規模に対する、普通会計の赤字額の割合を示します。	—	—	3.75
②連結実質赤字比率	標準的な一般財源の規模に対する、普通会計と公営企業会計の赤字(資金不足)額の割合を示します。	—	—	8.75
③実質公債費比率	標準的な一般財源の規模に対する、元利償還額の割合を示します。	9.3	9.2	25
④将来負担比率	標準的な一般財源の規模に対する、将来的な負債額の割合を示します。	141.0	147.1	400
⑤資金不足比率	各公営企業(電気、水道、流域下水道、総合リハビリテーション)の事業規模に対する、資金不足額の割合を示します。	—	—	20 (経営健全化基準)

※「早期健全化基準」以上の場合、財政健全化計画の策定などが義務付けられます。

※「—」は赤字額(資金不足額)がないことを示します。



○ 今後の予定

監査委員の審査を経て数値を確定し、9月県議会に確定値を報告する予定です。



長野県直営 共創型ふるさと納税受付サイト

ガチ(本気)でより良い長野県を皆さまと共に創るサイト



(問合せ先)

担 当 総務部財政課予算第一係 深澤、坂戸
電 話 026-235-7039 (直通)
026-232-0111 (代表)
F A X 026-235-7475
E-mail zaisei@pref.nagano.lg.jp

健全化判断比率等の状況

1 県財政の健全性に関する指標

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）は、**いずれも早期健全化基準に該当しませんでした。**

- **実質赤字比率**※は、普通会計の実質収支が黒字のため、「数値なし」となりました。

実質赤字比率 〔早期健全化基準 3.75%〕	R3	R4	R5	R6	R7
	—	—	—	—	—

※ 普通会計の実質収支（歳入・歳出の差額から、翌年度に繰り越すべき財源を除いたもの）の赤字額を、標準財政規模（標準的な一般財源の規模）に対する割合で示したものです。

- **連結実質赤字比率**※は、普通会計の実質赤字や公営企業会計の資金不足が生じていないため、「数値なし」となりました。

連結実質赤字比率 〔早期健全化基準 8.75%〕	R3	R4	R5	R6	R7
	—	—	—	—	—

※ 普通会計の実質赤字額と公営企業会計の資金不足額の合計額を、標準財政規模（標準的な一般財源の規模）に対する割合で示したものです。

- **実質公債費比率**※は、前年度に比べ **0.1ポイント増加し、9.3%**となりました。

実質公債費比率 〔早期健全化基準 25%〕	年度	R3	R4	R5	R6	R7
	長野県	9.8%	9.7%	9.4%	9.2%	9.3%
	順位※	(19位)	(18位)	(14位)	(9位)	(—)
	全国	10.1%	10.1%	10.1%	10.1%	—

※ 県の普通会計及び公営企業会計の公債費に、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものなどを加えた「県が実質的に負担する公債費」を、標準財政規模（標準的な一般財源の規模）に対する割合で示したものです。

※ 表中の順位は、財政健全度が高い（数値の小さい）順に、各都道府県の指標を並べたものです。

- **将来負担比率**※は、前年度に比べ **6.1ポイント低下し、141.0%**となりました。

将来負担比率 〔早期健全化基準 400%〕	年度	R3	R4	R5	R6	R7
	長野県	157.7%	159.2%	152.0%	147.1%	141.0%
	順位※	(18位)	(19位)	(17位)	(19位)	(—)
	全国	160.3%	154.2%	148.7%	144.1%	—

※ 県の普通会計及び公営企業会計の地方債残高等に、一部事務組合・地方公社・第三セクターに対する負担額を加えた「県が将来負担すべき実質的な負債」を、標準財政規模（標準的な一般財源の規模）に対する割合で示したものです。

※ 表中の順位は、財政健全度が高い（数値の小さい）順に、各都道府県の指標を並べたものです。

2 公営企業経営の健全性に関する指標

資金不足比率は、**いずれの公営事業も経営健全化基準に該当しませんでした。**

- **資金不足比率**※は、資金不足を生じた公営企業会計がないため、「数値なし」となりました。

資金不足比率 〔経営健全化基準 20%〕	年度	R3	R4	R5	R6	R7
	電気事業	—	—	—	—	—
	水道事業	—	—	—	—	—
	流域下水道事業	—	—	—	—	—
	総合リハビリテーション事業	—	—	—	—	—

※ 各公営企業会計の事業規模に対する資金不足額の比率です。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

健全段階

○ 指標の整備と情報開示の徹底

①実質赤字比率	普通会計の収支
②連結実質赤字比率	地方公共団体全体（すべての会計）の収支
③実質公債費比率	地方公共団体全体と一部事務組合を含めた公債費負担の割合
④将来負担比率	地方公共団体全体と一部事務組合・地方公社・第三セクター等を含めた将来的な実質的負債の割合

→ 監査委員の審査に付し、議会に報告し公表

財政の早期健全化

○ 自主的な改善努力による財政健全化

①～④のいずれかが、早期健全化基準以上

- ・財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告し、公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められる場合、総務大臣が必要な勧告

財政の再生

○ 国等の関与による確実な再生

①～③のいずれかが、財政再生基準以上

- ・財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる。
【同意なし】
災害復旧事業等を除き、起債を制限
【同意あり】
収支不足額を振り替えるため、償還が計画期間内の再生振替特例債の起債可
- ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等は、総務大臣が予算の変更等を勧告

○ 公営企業の経営健全化

- ・公営企業会計ごとに ⑤資金不足比率 を算出し、経営健全化基準以上の場合は早期健全化

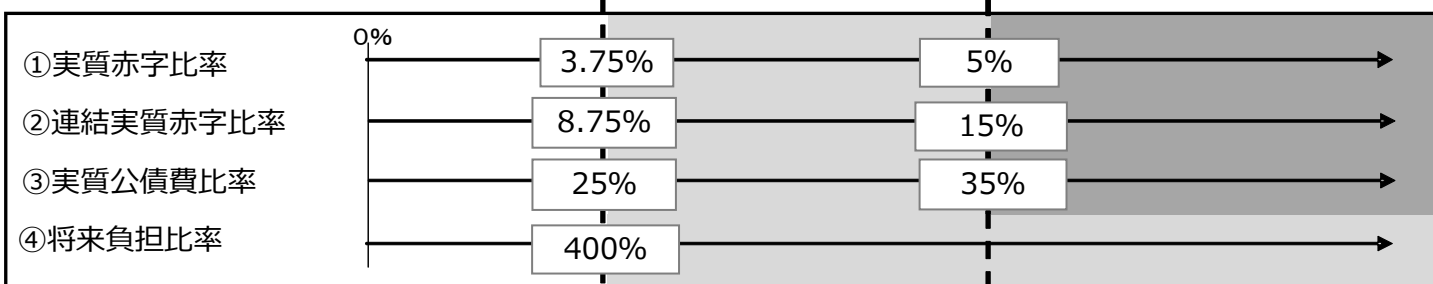
健全財政

財政悪化

【財政の早期健全化・再生】

早期健全化基準(=α%)

財政再生基準(=β%)



実質赤字比率：0%

早期健全化団体の計画目標

- ・①は均衡する（0%）こと
- ・②～④はαを下回ること

早期健全化団体

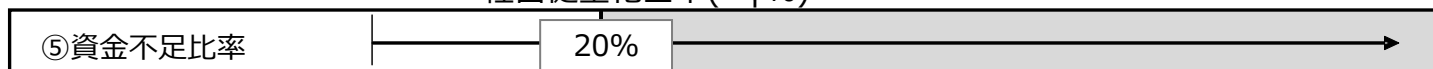
再生団体の計画目標

- ・①は均衡する（0%）こと
- ・②～③はαを下回ること

再生団体

【公営企業の経営健全化】

経営健全化基準(=γ%)



計画目標

- ・⑤はγを下回ること

経営健全化団体

※指標の公表は平成19年度決算から、計画策定の義務付け等は平成20年度決算から適用

財政健全化指標の対象範囲（令和7年度決算）

会計区分			対象範囲					
普通会計（一般会計等）	一般会計		実質赤字比率		連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
	特別会計	公債費特別会計						
		母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計						
		心身障害者扶養共済事業費特別会計						
		地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金特別会計						
		小規模企業者等設備導入資金特別会計						
		農業改良資金特別会計						
		漁業改善資金特別会計						
		県営林経営費特別会計						
		林業改善資金特別会計						
		高等学校等奨学資金貸付金特別会計						
		国民健康保険特別会計						
		公営事業会計						公営企業会計
水道事業会計								
流域下水道事業会計								
総合リハビリテーション事業会計								
一部事務組合・広域連合		県上伊那広域水道用水企業団						
		県地方税滞納整理機構						
地方公社・第三セクター等	県道路公社（債務保証法人）							
	県土地開発公社（債務保証法人）							
	県立大学（地方独立行政法人）							
	県立病院機構（地方独立行政法人）							
	県農業開発公社（損失補償法人）							
	県林業公社（損失補償法人）							
	しなの鉄道（損失補償法人）							
令和7年度の数値（％）			該当なし	該当なし	該当なし	9.3	141.0	
前年度			該当なし	該当なし	該当なし	9.2	147.1	
参考	早期健全化基準（％）		3.75	20 （経営健全化基準）	8.75	25	400	
	財政再生基準（％）		5		15	35		